

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付のご案内

この制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親への貸付を通じ、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的として実施します。

当制度では、養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に就職し、岩手県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除になります。

1 貸付対象者及び貸付額

岩手県内に住所登録をし、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象とします。

(1) 入学準備金 50万円以内

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、養成機関に入学した方

(2) 就職準備金 20万円以内

高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格取得した方

※ 専門実践教育訓練給付金の受給又は保育士修学資金貸付、介護福祉士修学資金貸付の貸付けを受けている方は対象外となります。

2 連帯保証人及び利子

申請の際に、連帯保証人を立てる場合は、貸付金の利子は無利子です。

連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

3 申請の手続方法

貸付けを希望する方は、次の書類を下記「6 問合せ先・申請先」に提出してください。

- (1) ひとり親家庭職業訓練促進資金貸付申請書（第1号様式）
- (2) 申請者の住民票謄本（続柄が記載のもの）
- (3) 連帯保証人の住民票抄本（本籍・続柄が省略のもの）及び課税証明書
- (4) ひとり親家庭職業訓練促進資金貸付における個人情報の取扱いに係る同意書
- (5) 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し

2 入学準備金の申請に当たっては、養成機関に入学又は在学を証明する書類を、また、就職準備金の申請に当たっては、養成機関の修了証明書及び資格取得を証明する書類を添付してください。

4 貸付審査・決定・交付

貸付要領に基づき、審査を行います。

審査により貸付が決定した方に、貸付金を交付します。

5 申請期間

随時、募集しています。

6 問合せ先・申請先

〒020-0831 盛岡市三本柳8地割1番3

社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 福祉経営支援部 貸付担当

電話 019-601-7023（平日9時～17時）

* 申請様式は、岩手県社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。*

<http://www.iwate-shakyo.or.jp/docs/2016122100014/>

